

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

岬町長 田代 堯

岬町規則第6号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成8年岬町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第12号を次のように改める。

- (12) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、その子に疾病の予防を図るために行う予防接種若しくは健康診断を受けさせること、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため、勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日）（暫定再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間）の範囲内の期間

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。